

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

路線名	一般国道百二十五号
供用開始の区間	加須市不動岡字南三一二五三番地先 から 羽生市大字町屋字本村二八五番地先 まで
供用開始の期日	令和七年十月十七日
備 考	平成八年四月三十日付け埼玉県告示第七六七号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二四三五・五六メートル